

改正

平成28年3月31日水道告示第3号

伊賀市水道料金の軽減又は免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市水道事業給水条例(平成16年伊賀市条例第275号。以下「条例」という。)第40条の規定に基づき、水道料金の軽減又は免除(以下「減免」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の範囲)

第2条 伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例272号)第3条第1項の上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次に掲げる場合には、条例第40条の規定により水道料金を減免することができる。ただし、条例第2条に規定する給水装置(以下「給水装置」という。)の使用者及び所有者(以下「使用者等」という。)が善良なる管理注意義務をもって給水装置を管理していなかった場合は、この限りでない。

- (1) 量水器より宅内側の地下漏水、床下漏水等の発見困難な箇所での給水管の漏水である場合
- (2) 給水装置の損傷が原因であって、その確認が困難な箇所から漏水した場合
- (3) 給水装置工事の施工後に管理者又は条例第8条に規定する指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)の責に帰すべき理由により漏水した場合
- (4) 悪意による量水器阻害行為がなく、異物混入等が原因で量水器の異常により使用水量を超える水量(以下「異常水量」という。)があった場合
- (5) 濁水、火災その他の災害等において管理者の指示により放水した場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が、特に必要があると認めた場合

2 前項第1号又は第2号の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、水道料金の減免はしない。

- (1) 使用者等が、漏水を確認したにもかかわらず、すみやかに修理その他必要な措置をしなかったとき。
- (2) 給水設備、トイレのボールタップ装置、給湯器(温水器)、埋設の給湯管、受水槽(貯水槽)等及びこれに類する給水器具の故障により漏水したとき。
- (3) 受水槽(貯水槽)より宅内側で漏水したとき。

- (4) 使用者等の故意若しくは過失又は不正工事が原因で漏水したとき。
- (5) 給水装置の適正な維持管理（給水装置の保護対策及び凍結防止対策等）を怠ったとき。
- (6) 過去1年以内に同じ漏水箇所での漏水減免認定を受けているとき。

（漏水量等の推定等）

第3条 前条第1項第1号、第2号又は第3号の規定による漏水量は、漏水の対象となる期間内の検針水量（以下「計量水量」という。）から第4項の規定により算定した水量（以下「基準水量」という。）を控除した水量と推定する。

- 2 前条第1項第4号の規定による異常水量は、計量水量から基準水量を控除した水量と推定する。
- 3 前条第1項第5号の規定による放水量は、管理者がその都度定める量とする。
- 4 基準水量は、減免の対象となる期間内の検針月と前年同期における使用水量とする。ただし、当該使用水量によることが適当でないときは、平均使用水量（当該料金算定期間の初日が属する月の前6ヶ月間の使用水量の平均をいう。）又は使用実績水量（当該減免の対象となる漏水箇所の修理後の使用水量）とする。

（減免水量の算出方法）

第4条 減免水量は、次の各号により決定する。

- (1) 第2条第1項第1号及び第2号の場合、漏水量が前条の規定により算出した基準水量の10倍以下の場合、漏水量の2分の1、10倍超の場合、3分の2をそれぞれ減免対象とする。
- (2) 第2条第1項第3号の場合、漏水量の全水量を減免対象とする。
- (3) 第2条第1項第4号の場合、異常水量の全水量を減免対象とする。
- (4) 第2条第1項第5号及び第6号の場合、管理者がその都度定める水量を減免対象とする。

（漏水減免の申請及び決定通知）

第5条 第2条第1項第1号の規定により、減免を受けようとする使用者等は、水道料金軽減申請書（様式第1号）及び給水装置修繕証明書（様式第2号）（漏水修繕工事は、原則指定事業者が施工するものとするが、指定事業者以外で修繕した場合は、施工した者の給水装置工事主任技術者免状の写しを併せて提出しなければならない。ただし、第2条第1項第2号から第6号までの規定については、この限りでない。）に工事写真（施工前後の状況が確認できるもの）を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、水道料金軽減決定通知書（様式第3号）又は水道料金軽減却下通知書（様式第4号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(減免の対象期間)

第6条 減免は、第2条第1項各号に掲げる事由が生じたと認められる日の属する料金算定期間の定例日から次の定例日までの間を限度とする。ただし、特別な事情があると認められるときは、管理者の認定した期間とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日水道告示第3号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)